

寒川町農業委員会告示第25号

寒川町農地利用最適化推進委員候補者の推薦の求め及び募集並びに選定に関する
規程を次のように定める。

平成28年12月15日

寒川町農業委員会会長 後藤 進



寒川町農地利用最適化推進委員候補者の推薦の求め及び募集並びに選定
に関する規程

(趣旨)

第1条 この告示は、省令第13条第1項の規定により、推進委員の候補者の推薦の求め及び募集並びに選定に関し、法及び省令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 省令 農業委員会等に関する法律施行規則(昭和26年農林省令第23号)をいう。
- (2) 農業委員会 寒川町農業委員会をいう。
- (3) 推進委員 農業委員会の寒川町農地利用最適化推進委員をいう。
- (4) 法 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)をいう。
- (5) 第1号被推薦者 第4条第1項第1号の推薦を受ける者をいう。
- (6) 第2号被推薦者 第4条第1項第2号の推薦を受ける者をいう。
- (7) 応募者 第4条第1項第3号の募集に応募した者をいう。
- (8) 被推薦者等 第1号被推薦者、第2号被推薦者及び応募者をいう。
- (9) 会長 農業委員会の会長をいう。
- (10) 定数 寒川町農業委員会の委員及び寒川町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例(平成28年寒川町条例第27号)第3条に定める推進委員の定数をいう。

(推進委員が担当する区域)

第3条 法第17条第2項の規定に基づき、推進委員が担当する区域を次のように定

める。

区域の名称	区域の範囲
南部地区	田端、一之宮、大曲、中瀬
中部地区	岡田、大蔵、小谷、小動
北部地区	宮山、倉見

2 前項に規定する区域を担当する推進委員の数は、各区域1人とする。

(推薦の求め及び募集)

第4条 法第19条第1項に規定する推薦の求め及び募集は、前条第1項に規定により定められた区域を単位として、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 農業者からの推薦

(2) 農業者が組織する団体その他の関係者からの推薦

(3) 一般募集

2 前項に規定する推薦の求め及び募集は、おおむね1月の期間を定めて行うものとする。

(被推薦者等の除斥)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、被推薦者等となることができない。

(1) 法第17条第1項に規定する要件を満たしていない者

(2) 法第8条第4項各号のいずれかに該当する者

(3) 推進委員の委嘱日において、法、地方自治法(昭和22年法律第67号)その他法令により推進委員との兼職を禁止されている職にある者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

(推薦方法)

第6条 第4条第1項第1号の推薦をする者の代表者は、農業者3人以上が連署した寒川町農地利用最適化推進委員候補者推薦書(個人用)(第1号様式)を農業委員会に提出しなければならない。

2 第4条第1項第2号の推薦をする者は、寒川町農地利用最適化推進委員候補者推薦書(法人・団体用)(第2号様式)を農業委員会に提出しなければならない。

(応募方法)

第7条 応募者は、寒川町農地利用最適化推進委員応募届出書(第3号様式)に必要事項を記載し、農業委員会に提出しなければならない。

(周知)

第8条 農業委員会は、第4条第1項に規定する推薦の求め及び募集を行うときは、次に掲げる方法により周知するものとする。

(1) 寒川町公告式条例(昭和25年寒川町条例第9号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示

(2) 町広報への掲載

(3) 町ホームページへの掲載

(4) 前各号に掲げるもののほか、農業委員会が必要と認める方法

(被推薦者等に関する情報の公表)

第9条 法第19条第2項の規定による被推薦者等に関する情報の公表は、前条第1号及び第3号に規定する方法により行うものとする。

(選定)

第10条 農業委員会は、被推薦者等のうちから推進委員となるべき者を選定しなければならない。

2 前項の規定による選定は、会議(寒川町農業委員会規則(昭和52年寒川町農業委員会規則第1号)第4条第1項に規定する会議をいう。)で行うものとする。

3 農業委員会は、第1項の規定による選定を行う場合は、第4条の規定による推薦

及び募集の結果を尊重しなければならない。

(推進委員に欠員が生じた場合の補充)

第 11 条 農業委員会は、推進委員に欠員が生じた場合は、遅滞なく、欠員を補充しなければならない。

(補則)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、推進委員の候補者の推薦の求め及び募集並びに選定に関し必要な事項は、会長が農業委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式(第6条関係)

年 月 日

(宛先) 寒川町農業委員会会長

寒川町農地利用最適化推進委員候補者推薦書(個人用)

推薦者1

氏名	ふりがな	生年月日	年 月 日生(歳)
	----- ⑩		
住所	〒 -	電話番号	()
勤務先			

推薦者2

氏名	ふりがな	生年月日	年 月 日生(歳)
	----- ⑩		
住所	〒 -	電話番号	()
勤務先			

推薦者3

氏名	ふりがな	生年月日	年 月 日生(歳)
	----- ⑩		
住所	〒 -	電話番号	()
勤務先			

寒川町農地利用最適化推進委員として次の者を推薦します。

氏名	ふりがな	生年月日	年 月 日生 (歳)
	⑩	性別	男 ・ 女
住所	〒	電話番号	()
勤務先			
区域	南部地区 ・ 中部地区 ・ 北部地区		
最終学歴			
農業従事経歴			
農業経営の状況	主な経営作目：		
	耕作面積：		
	農業従事年数：		
認定農業者の有無	有 ・ 無		
推薦の理由	<p>※推薦を受ける方の町の農業に対する識見、地域貢献、農業に係る意欲や情熱などご記入ください。</p>		
農業委員会委員の推薦の有無	推薦している ・ 推薦していない		

第2号様式(第6条関係)

年 月 日

(宛先) 寒川町農業委員会会長

寒川町農地利用最適化推進委員候補者推薦書(法人・団体用)

推薦法人・団体

名 称	ふりがな		
	<hr/> <div style="text-align: right;">⑩</div>		
所 在 地	〒	—	電話番号 ()
	ふりがな		
代 表 者 氏 名	<hr/> <div style="text-align: right;">⑩</div>		
	団 体	設置目的	構成員数
加入要件			
法 人	業務内容		

寒川町農地利用最適化推進委員として次の者を推薦します。

氏名	ふりがな	生年月日	年 月 日生 (歳)
	①	性別	男 ・ 女
住所	〒 -	電話番号	()
勤務先			
区域	南部地区 ・ 中部地区 ・ 北部地区		
最終学歴			
農業従事経歴			
農業経営の状況	主な経営作目：		
	耕作面積：		
	農業従事年数：		
認定農業者の有無	有 ・ 無		
推薦の理由	<p>※推薦を受ける方の町の農業に対する識見、地域貢献、農業に係る意欲や情熱などご記入ください。</p>		
農業委員会委員の推薦の有無	推薦している ・ 推薦していない		

年 月 日

(宛先) 寒川町農業委員会会長

寒川町農地利用最適化推進委員応募届出書

寒川町農地利用最適化推進委員の募集に応募します。

氏 名	ふ り が な	生年月日	年 月 日生 (歳)
	Ⓜ	性 別	男 ・ 女
住 所	〒 -	電 話 番 号	()
勤 務 先			
区 域	南部地区 ・ 中部地区 ・ 北部地区		
最 終 学 歴			
農 業 従 事 経 歴			
農 業 経 営 の 状 況	主 な 経 営 作 目 :		
	耕 作 面 積 :		
	農 業 従 事 年 数 :		
認 定 農 業 者 の 有 無	有 ・ 無		
応 募 の 理 由	※町の農業に対する 識見、地域貢献、農 業に係る意欲や情熱 などご記入くださ い。		
農 業 委 員 会 委 員 の 推 薦 の 有 無	応募している ・ 応募していない		